

訪問看護重要事項説明書

1 利用者（被保険者）に関する事項

- ① 介護保険の被保険者であって、要介護・要支援と認定された方
- ② 医療保険で、介護保険の対象でない方（例：0～39歳までの方、40歳以上で介護度をお持ちでない方）
- ③ 厚生労働大臣の定める疾患等の方、主治医から特別指示書が交付された方は医療保険での利用となります。

2 事業所の概要

(1) 事業所概要と提供できるサービスの地域

事業所名	まごころ訪問看護ステーション
所在地	〒800-0255 小倉南区上葛原二丁目22番25号
事業者名	有限会社 ふじせ 取締役 藤瀬 憲一
管理者の氏名	吉村 綾子
電話及びFAX	TEL:093-931-0556 FAX:093-931-0561
事業所番号	4067790669
サービスを提供する地域	小倉南区、小倉北区、門司区 その他の地域は、相談に応じます。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務の内容
管理者	看護師	1	0	適切な訪問看護の提供・管理
従事者 事務職員	看護師	2	1	療養上の世話・診療の補助
	准看護師	0	0	リハビリ・家族支援
	医療事務	1	0	事務業務

(3) サービス提供の時間帯

- ① 営業日： 月曜日～金曜日
(但し祝日・夏季休暇8月13日～15日、年末年始12月31日～1月3日は除く)
- ② 営業時間： 午前9：00～午後5：00
24時間対応体制。病状等必要により訪問します。
まごころ訪問看護ステーション 093-931-0556
① 事務所不在時は、転送電話にて対応
② 管理者携帯 080-3374-0556

3 訪問看護の目的

訪問看護ステーションの看護師又は准看護師が、居宅において主治医が必要と認めた療養者に対し、その療養生活を支援し、心身の維持回復を目指すことによりその療養者が可能な限り、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるように、支援することを目的とします。

4 運営方針

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。
- (2) 利用者、家族を尊重し、想いに寄り添いながら看護を提供します。
- (3) サービス実施に当たり関係機関（主治医、ケアマネジャー、地域の保健・医療・福祉サービス）との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

5 サービスの内容

提供するサービスは、サービス提供票のとおりです。

以下は、サービス内容の概略です。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 療養上の世話
4. 褥創の予防・処置
5. リハビリテーション
6. 認知症患者の看護
7. 療養生活や介護方法の指導
8. カテーテル等の管理
9. その他、医師の指示による医療処置

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

（看護職員の禁止行為）

1. 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
2. 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
3. 利用者の同居家族に対するサービス提供
4. 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6 訪問看護利用料

(1) 利用負担金について

利用負担金は、1ヵ月ごとにお支払いいただきます。

- ① 介護保険をご利用の場合は、介護保険負担割合証に応じ1～3割となります。
お支払いいただく負担金は、ケアマネジャーから提示されるサービス提供票に記載される金額です。
- ② 医療保険をご利用の場合は、各保険で定められた負担額となります。
また、公費負担のある方の中で一部負担の方、全額公費の方があります。
- ③ 准看護師が訪問の場合は、定められたサービス費の1割減（各種加算、医療保険の管理療養費等を除く）となります。
- ④ 介護保険及び医療保険の適応を受けない部分についてはサービスの全額（10割）をお支払いいただきます。
- ⑤ 介護保険の保険料の滞納等により、サービス費の1割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。（償還払い）
- ⑥ 事業者は当月の利用者負担金額を請求書に明細を付して、翌月10日以降に利用者に請求書をお渡しいたします。
 - ・ 訪問時に現金での集金。
 - ・ 利用者指定の口座から、自動振替毎月27日に引き落としとなります。確認後、領収書を発行いたします。

(2) キャンセル規定

現在、キャンセル料は請求しておりません。

予定された訪問日、訪問時間の変更又は中止を希望される場合は、変更事由が発生した時、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

必要に応じ、訪問の変更調整又は中止をすることができます。

7 個人情報の取り扱い

- (1) 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を順守し、個人情報を用いる場合は事業所が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (2) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。
- (3) 本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえた秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

8 緊急時における対応方法

訪問看護提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づきご家族、主治医、救急機関、介護支援専門員等へ連絡します。

ご利用者（家族）緊急連絡先

氏 名	続柄（ ）	電話番号	—	—
主治医		電話番号	—	—

※ 家族の個人情報を使用するにあたり個人情報保護の説明を受け親族を代表して同意いたします。

(親族代表)

9 高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- ② 居宅サービス計画の作成等、適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- ④ 身体拘束等を原則禁止とします。
- ⑤ ご利用者の安全確保の為、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合には記録を行います。

10 ハラスメント対策

(1) サービス利用に関する留意事項

- ・利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける、蹴る、唾を吐く

- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を発する、怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする、「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、あからさまに性的な話をする

(2) サービス契約の終了

- ・事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することができます。

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける、蹴る、唾を吐く

- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を発する、怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする、「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

- ③ 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュ

アルハラメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。
利用者に対して一週間以上の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

11 相談・苦情対応

- (1) 相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者（管理者が兼任）を置いています。
また、担当者が不在の時は基本的な事項については誰でも対応できるようにしています。
- (2) 苦情があった場合は、直ちに担当者が相手方に連絡を取り、直接行く等して詳しい苦情・相談内容を確認します。

・ 相談、苦情窓口 担 当 者：吉村 綾子（管理者）
電話番号：080-3374-0556

- (3) 普段から、苦情が出ないようなサービスの提供を心掛けています。
- (4) 介護保険サービスに関する苦情相談、疑問を市区町村、国保連合会でも受け付けています。

福岡県保険健康団体連合会 介護保険課	〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号： 092-642-7859 対応時間： 8:30～17:00 * 土日祝日は休み
小倉北区役所 保健福祉課 介護保険担当	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町1-1 電話番号： 093-582-3433（直通） 対応時間： 8:30～17:15（木曜のみ8:30～19:00） * 土日祝日は休み
小倉南区役所 保健福祉課 介護保険担当	〒802-0816 北九州市小倉南区若園5-1-2 電話番号： 093-951-4111（直通） 対応時間： 8:30～17:15（木曜のみ8:30～19:00） * 土日祝日は休み
門司区役所 保健福祉課 介護保険担当	〒801-0833 北九州市門司区清滝1-1-1 電話番号： 093-331-1881（直通） 対応時間： 8:30～17:15（木曜のみ8:30～19:00） * 土日祝日は休み

12 災害等における業務継続計画

- (1) 事業者は、感染症発生時及び自然災害等、災害に対処するための計画を作成、
年一回定期的に避難、その他必要な訓練を行うものとします。
- (2) 自然災害や感染症の蔓延等により当事業所の出務に支障が生じた際には、事業を縮小して
訪問の調整（時間や回数）、サービス内容を相談させていただくことがあります。
- (3) 当ステーションでのサービス提供が困難となった時は、小倉南北事業者連絡会に加入
している近隣のステーションと協力して対応します。

13 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の自己の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を補償します。但し、事業者に故意・過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

損害賠償責任保険

保険会社	あいおいニッセイ同和損保保険株式会社
保険内容	賠償責任保険

個人情報保護の取り扱いについて

- 1 個人情報の取り扱いにおいては「個人情報保護法に関する法律」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」等の関係法令や通知を遵守し、適正に実施します。
- 2 「まごころ訪問看護ステーション」における個人情報の利用目的
 - (1) 利用者へ提供する訪問看護サービス
 - (2) 医療保険・介護保険事務
審査支払機関へのレセプトの提出及び審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - (3) 利用者へかかる管理運営業務
 - ① 利用者の氏名、生年月日、住所、主治医、傷病名等に関する台帳管理
 - ② 会計、経理
 - ③ 訪問看護事故等の報告
 - (4) 行政機関、病院、診療所、薬局、その他居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議を含む）、照会等への回答
 - (5) 利用者の訪問看護にあたり、主治医への意見を求める場合
 - (6) 家族等への状態等の説明
 - (7) 賠償損害保険等にかかる保険会社等への相談又は届出
- 3 訪問看護にかかる契約時等、個人情報を習得した場合には、速やかに利用目的を利用者等へ通知します。
- 4 個人情報について、上記利用目的以外の必要が生じた場合には、速やかに利用者へ説明し、承諾を得るようにします。
- 5 管理者は、「個人情報保護責任者」として、個人情報にかかる安全管理措置を実施します。管理者は従業者に対して個人情報保護にかかる指示や監督を実施し、従業者は個人情報の漏洩の可能性がある場合等には速やかに管理者へ報告し、早急に対策を講じることとします。
- 6 利用者等から個人情報に係る開示の依頼があった場合には、管理者が「個人情報保護責任者」として窓口となり、速やかに調査等を行い、遅滞なく書面の交付による方法等により通知を行います。
- 7 利用者等から個人情報に係る苦情の申し立てがあった場合には、管理者が「個人情報保護責任者」として窓口となり、速やかに調査等を行い、遅滞なく書面の交付による方法等により通知を行います。

以上、個人情報の利用目的の説明を受け同意いたします。

※ 医療保険ご利用の場合は、以下にご署名お願いいたします。

（利用者氏名）

（家 族氏名）

（続柄）

医療保険の料金について

訪問看護基本療養費Ⅰ		週3日まで	5,550円
		週4日以降	6,550円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）			1,830円
訪問看護物価対応料（1日につき）		初日	60円
		2日目以降	20円
訪問看護基本療養費Ⅲ			8,500円
難病等複数回訪問加算		1日に2回	4,500円
		1日に3回	8,000円
緊急訪問看護加算	1	14日まで	2,650円
	2	15日以降	2,000円
長時間訪問看護加算	1回/週	1回につき	5,200円
	3回/週（特別管理加算）	1回につき	5,200円
乳幼児加算	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合		1,800円
			1,400円
複数名訪問看護加算	1回/週		4,300円
理由（			
夜間・早朝訪問看護加算（18時～22時、6時～8時）			2,100円
深夜訪問看護加算（22時～6時）			4,200円
訪問看護管理療養費		初日	7,710円
		2日目以降	3,010円
24時間対応体制加算（連絡相談体制への同意）			6,800円
特別管理加算（難）			5,000円
特別管理加算			2,500円
退院時共同指導加算		1回につき	8,000円
特別管理指導加算		1回につき	2,000円
退院支援指導加算（長時間）			8,400円
退院支援指導加算			6,000円
在宅患者連携指導加算			3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		1回につき	2,000円
訪問看護情報提供療養費			1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費	1		25,000円
	2		10,000円
訪問看護医療DX情報活用加算			50円
訪問看護医療情報連携加算			1,000円

目安として以下の合計となります。

「基本療養費+ベースアップ評価料+物価対応料+管理療養費+各種加算等+24時間対応体制加算+医療DX情報活用加算」

- ・ 利用料金の負担割合については、適用される保険で定められた負担割合となります。
 - ▶ 社会保険健康保険証（本人、家族）
 - ▶ 国民健康保険
 - ▶ 国民健康保険・高齢受給者証
 - ▶ 後期高齢者医療保険証
 - ▶ 生活保護
 - ▶ 高齢受給者証
 - ▶ 限度額適用認定証
 - ▶ 限度額適用・標準負担額減額認定証
 - ▶ 特定疾患医療受給者証
 - ▶ 北九州市重度障害者医療医療証

- ・ 自己負担金として

交通費（上限5,000円とします。）	1回につき	200円
死後の処置		10,000円

- ・ 保険外訪問看護利用料金

利用料（30～60分）	1回につき	5,000円
-------------	-------	--------

以上の内容で、ご不明な事がございましたらご遠慮なくお尋ねください。

※ 医療保険の医療料金について説明を受け、同意いたします。

（利用者氏名）

（家族氏名）

（続柄）

介護保険の料金について

基本の算定について

訪問看護（介護保険）

看護Ⅰ 1（20分未満）	314単位/回
看護Ⅰ 2（30分以上）	471単位/回
看護Ⅰ 3（30分～60分未満）	823単位/回
看護Ⅰ 4（1時間～1時間半未満）	1128単位/回
看護Ⅰ 2・複数	725単位/回
看護Ⅰ 3・複数	1225単位/回
看護Ⅰ 4・複数	1530単位/回

訪問看護（介護予防）

看護Ⅰ 1（20分未満）	303単位/回
看護Ⅰ 2（30分以上）	451単位/回
看護Ⅰ 3（30分～60分未満）	794単位/回
看護Ⅰ 4（1時間～1時間半未満）	1090単位/回

※准看護師が訪問看護を行った場合は上記の100分の90に相当する単位数を算定します。

加算について

特別管理加算Ⅰ

500単位/月

在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ

250単位/月

在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅高血圧症患者指導管理を受けている状態
人工肛門又は人口膀胱を設置している状態
真皮を越える褥瘡の状態
点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

▶ 処遇改善加算	1カ月総単位数の1.8%
▶ 緊急時訪問看護加算	600単位/月
▶ 早朝・夜間加算	所定単位数の25%を加算（6～8時、18～22時）
▶ 深夜加算	所定単位数の50%を加算（22～6時）
▶ 退院時共同指導加算	600単位/回
▶ 初回加算（Ⅰ）	350単位/月（利用中止から2ヵ月を経過して、再開時加算されます）
（Ⅱ）	300単位/月（利用中止から2ヵ月を経過して、再開時加算されます）
▶ ターミナルケア加算	2500単位/死亡月

- ・介護報酬1単位当たりの単価、北九州市は7級地 10.21 です。
- ・また特別管理加算及び緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります

自己負担金

▶ 死後の処置 10,000円/消費税含（介護報酬外の料金となります）

以上の内容で、ご不明な事がございましたらご遠慮なくお尋ねください。

※介護保険の料金について説明を受け、同意いたします。

（利用者氏名）

（家族氏名）

（続柄）

訪問看護サービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、上記の通り契約を締結します。

令和 年 月 日

<利用者>

氏 名 _____ 印 _____

＜※利用者代理人を選任した場合＞

氏 名 _____ 印 _____

＜事業者＞

事業者名 まごころ訪問看護ステーション

代表者名 取締役 藤瀬 憲一 印

＜説明者＞

氏 名 管理者 吉村 綾子 印

説明日 令和 年 月 日